

# 総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎市地域防災計画 震災対策編（修正案）」  
について

資料 1 「川崎市地域防災計画 震災対策編（修正案）」  
の概要について

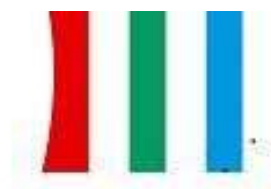
資料 2 パブリックコメントの実施結果について（案）

資料 3 「川崎市地域防災計画 震災対策編（修正案）」

平成30年4月19日

総務企画局

# 川崎市地域防災計画 震災対策編(修正案) の概要について



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成30年4月

## ■川崎市地域防災計画について■

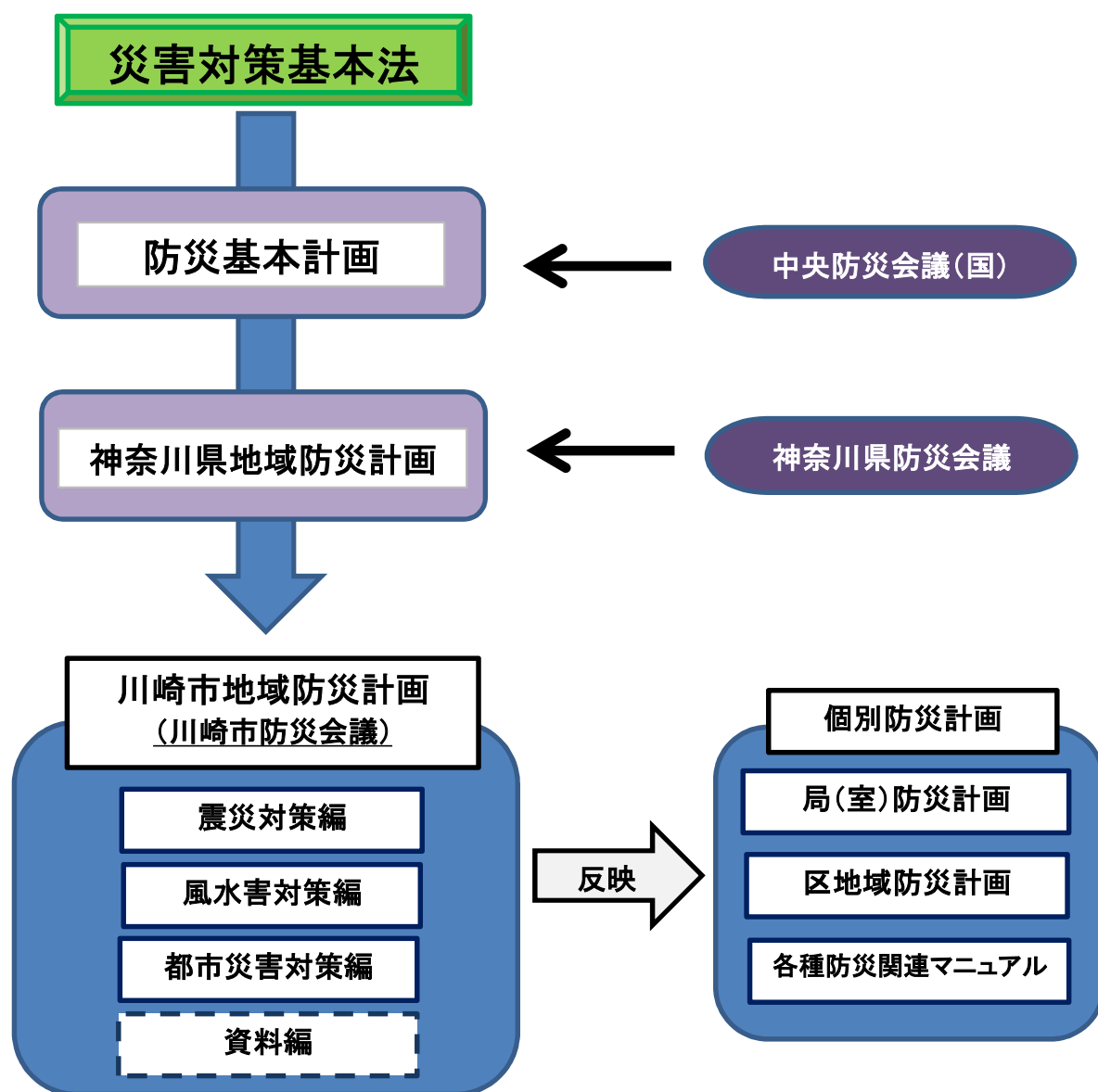
### ■川崎市地域防災計画とは■

災害対策基本法第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、川崎市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

川崎市地域防災計画は国の防災基本計画に基づくもので、神奈川県地域防災計画等との整合を図りながら作成され、次の4編で構成されております。

- 1 地震防災に関する「震災対策編」
- 2 風水害の防災に関する「風水害対策編」
- 3 鉄道災害、高速道路災害、原子力災害等の防災に関する「都市災害対策編」
- 4 関連する例規、要綱、協定等を掲載した「資料編」

### ■地域防災計画の体系■



本市地域防災計画の修正に際しては、上記以外に、関係法令、国等において策定した各種防災計画等の内容も反映しています。

## ■修正の目的■

今回の修正は、平成28年5月に施行された災害対策基本法の改正や、熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正、平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)を踏まえた修正及びその他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正による国における防災基本計画の修正等を踏まえるとともに、震災時の災害医療体制や受援体制の強化、初動対策の見直し等を反映するなど「震災対策編」について行うものです。本修正を通じ、計画の更なる充実を図り、本市の防災対策を推進します。

## ■主な修正について■

- 1 災害対策基本法の改正に伴う修正  
災害時に緊急交通路等を確保するため、港湾管理者による車両の移動についての権限や、移動に伴う損失補償の規定を設けられたため、その内容を反映します。
- 2 震災時の災害医療救護体制について  
震災時に災害医療コーディネート機能を効果的に果たせるよう災害対策本部健康福祉部内に保健医療調整本部を設置することなどについて、整理を行い追加します。
- 3 災害廃棄物等処理計画の改定  
国の災害廃棄物対策指針や神奈川県災害廃棄物処理計画策定に伴う廃棄物発生推計量等の事項の修正などを行います。
- 4 川崎市受援マニュアル策定に伴う修正  
「川崎市受援マニュアル」(平成29年7月)策定に伴う修正や整合を図ります。
- 5 初動対策計画の見直し  
熊本地震の検証を踏まえ、本市職員のポテンシャルを最大限活用することで、より効果的な初動対策を実施するため、職員の配備に関する事項等を修正します。
- 6 その他、防災対策強化に係る取組に伴う修正や時点修正等  
新たに設置する「危機管理監」の設置に伴う事項の追加や時点修正等による整合を図ります。

## ■パブリックコメントの実施について■

- 1 パブリックコメントの実施日時  
平成30年2月9日(金)から平成30年3月12日(月)まで
- 2 資料の閲覧場所  
・ホームページ  
・情報プラザ  
・各区役所、支所、出張所及び図書館の閲覧コーナー  
・川崎市総務企画局危機管理室(川崎市役所第3庁舎7階)  
※川崎市ホームページでも内容をご覧いただけます。  
「<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-10-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>」
- 3 パブリックコメントの結果公表  
平成30年4月下旬を目途に結果の公表を行う予定です。

## ■修正概要■

### 法令改正に伴う修正

#### 災害対策基本法の改正内容

・首都直下地震などの大規模地震や大雪等の災害時において、直ちに道路啓開を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、港湾管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずることになりました。

計画への反映

第4部 第3章 P135～

○災害時における港湾管理者の放置車両等の移動の権限に関する事項や移動に伴う損失補償等を追加します。

### その他防災関係業務に関する修正

#### 震災時の医療救護体制について

・熊本地震で得られた教訓や平常時における防災訓練等の取組において、より災害時に保健医療のコーディネート機能を果たすことができるよう見直しが必要となりました。

計画への反映

第4部第4章 P142～

○あらかじめ人的・物的医療資源を有している既存の医療機関を中心に、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立し、また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行うために次の組織を設置します。

・保健医療調整本部：市内病院・各区の情報集約、病院間・区間調整のマネジメント、県への各種報告、川崎市災害医療対策会議の招集・開催・運営等保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整・マネジメントを行います。

・川崎市災害医療コーディネーター（平成26年5月設置）：効果的な医療救護体制を構築するために、収集された情報の整理、神奈川県保健医療調整本部や関係機関との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行います。

・川崎市災害医療対策会議：川崎市災害医療コーディネーター、関係団体等が、医療機関等の被災状況、傷病者の発生状況等の情報を保健医療調整本部と共有し、今後の対策について検討します。

○熊本地震や訓練の検証を踏まえ、病院のコーディネート体制について役割を整理します。

・市保健医療調整本部は、市内病院・各区の情報集約、病院間・区間調整のマネジメントを行います。

・区本部医療・衛生班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行います。

## ■修正概要■

### 災害廃棄物等処理計画の改定について

・環境省の災害廃棄物対策指針や神奈川県災害廃棄物処理計画が策定されたことに伴い、また、東日本大震災等における災害廃棄物の処理に関する多くの教訓を踏まえ、必要な事項について修正が必要となりました。

計画への反映

第4部11章 P184～

○災害の規模、種類、発生場所、発生時期等により、廃棄物の発生量や性状等が大きく異なるため、国及び県が詳細に示した災害廃棄物の区分に基づき、本計画で対象となる災害廃棄物を次のとおり区分けします。

①可燃物、②不燃物、③コンクリートがら、④金属くず、⑤木くず、⑥腐敗性廃棄物、⑦廃家電、⑧廃自動車等、⑨廃船舶、⑩有害廃棄物、⑪その他処理困難物、⑫津波堆積物

○発災後の処理体制を整備するため、国及び県が新たに示した算定方式に基づき改めて災害廃棄物発生量の推計を行いました。結果としましては、従来の発生推計量約377万トンだったものが、約860万トンとなります。

・なお、災害廃棄物等処理計画については、上記事項のほか、災害廃棄物等に係る処理や組織体制等の方針を示していますので、今後、この計画に基づき、詳細な手法・対応等についても、整理します。

### 川崎市受援マニュアル策定に伴う修正

・熊本地震における応援活動の振返りの結果や九都県市域内相互応援の取組を踏まえて、「川崎市受援マニュアル」を策定しましたので必要な事項を追加します。

計画への反映

第4部5章 P151～、第8章 P170～、第9章 P174～

○応援体制、輸送計画及び物資等の供給について、本市が応援を受け入れるにあたって受入窓口の整理等の受入体制の整備、物資の受入れ・輸送、応援を受ける業務内容の明確化などを「川崎市受援マニュアル」に取りまとめておりますので、このマニュアルに基づき、受援体制等を整えるよう追加しました。

## ■修正概要■

### 初動対策計画の見直し

・大規模地震発災時の全市的な災害対応がより円滑に開始できるよう、職員の配置を最適化することを目的として、動員名簿の作成過程において、各要員を確保する優先順位を抜本的に改めました。

#### 計画への反映

第3部第1章 P101～

○各避難所に参集する避難所運営要員の安定的な確保を図ります。避難所運営要員の確保に伴い、避難所運営に係る業務内容の標準化及び研修・訓練の充実化を図ることで、地域との信頼関係に基づく地域完結型の避難所運営を進め、また各職場においては、組織指向の業務継続体制へと転換することで、全庁的な意識改革を促し、本市のポテンシャルを最大限活用することによる効果的な初動対策を実施します。

○ 具体的な災害動員の動員区分及び主な活動内容について次のとおり見直します。

#### ・本部要員

災害時の応急活動を行う上で必要な、多角的な計画の策定・連絡・調整等を行う職員。

参集場所……………役割に応じて、災害対策本部または各職場に参集する。

#### ・応急対策要員

災害時の初動活動として、人命等に係わる必要不可欠な業務、または市民生活の維持のために必要な業務を担う職員。

参集場所……………各職場に参集する。但し、各職場以外で活動を開始することとされている職員については、あらかじめ指定された参集場所に参集する。

#### ・業務継続要員

区役所を除く各職場において、業務継続計画(震災対策編)に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員。

参集場所……………各職場に参集する。

#### ・避難所運営要員

各避難所において住民や教職員と共に避難所運営に当たる職員。

参集場所……………指定された避難所に参集する。

#### ・区本部要員

各区役所において区本部及び同事務局を構成する職員。または、区役所の各職場において、業務継続計画(震災対策編)に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員。

#### ・区業務継続要員

各区役所において、業務継続計画(震災対策編)に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員。

参集場所……………各職場に参集する。

### その他、防災対策強化に係る取組に伴う修正や時点修正等

○災害時に市民の生命・財産を守るため、災害事象に応じた適切な対応を迅速に行うことは、防災行政における最重要課題であると認識しており、平時より、各局区による防災訓練の実施や緊急時の組織体制の強化など地域防災力向上に向けて取り組んできました。この度、防災対策をより一層強化するため、新たに設置した「危機管理監」について、災害対策本部及び災害対策本部事務局における位置付けを反映します。

#### 計画への反映

第3部第1章 P101～

## 「川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)」 パブリックコメントの実施結果について(案)

### 1 概要

災害対策基本法の改正や、防災基本計画の修正、その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正等を踏まえた「川崎市地域防災計画（震災対策編）」について修正素案を取りまとめ、市民の皆様から意見を募集いたしました。

その結果、8通（意見総数16件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

### 2 意見募集の概要

- ◆題名 : 「川崎市地域防災計画 震災対策編（修正素案）」に関する意見募集について
- ◆意見の募集期間 : 平成30年2月9日(金)～平成30年3月12日(月)（32日間）
- ◆意見の提出方法 : 電子メール、FAX、郵送、持参
- ◆募集の周知方法 : ①ホームページ、市政だより、河川情報掲示板への掲載  
②各区役所、支所・出張所、図書館、かわさき情報プラザ、総務企画局危機管理室にて資料閲覧  
③防災シンポジウムや、ライフライン事業者連絡会議、ぼうさい出前講座、Twitter、メールニュースかわさきなどで周知

### 3 意見提出数・意見数

- ◆意見提出数 8通(電子メール6通、FAX1通、持参1通)
- ◆意見数 16件

### 4 御意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、「今後も継続して計画の修正や見直しを行って、市民を守るためのよりよい計画としてほしい」といった計画への期待を示す御意見や、「地域防災計画の『風水害対策編』『都市災害対策編』の見直しも必要」との御意見などをいただきましたので、今後の防災・減災対策の参考とさせていただきます、本計画につきましても、当初案どおりといたします。

#### ◆意見の件数と対応区分

項目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
(1) 総則に関する事	1		1			
(2) 予防計画に関する事	7		2	3	2	
(3) 初動対策計画に関する事	3				3	
(4) 応急対策計画に関する事	3		3			
(5) その他	2			1	1	
合 計	16		6	4	6	

#### ◆意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見の趣旨を踏まえ、新たに計画（案）に反映したもの
- B 素案の趣旨に沿った御意見であり、既に素案等に反映されているもの
- C 今後の参考とさせていただく御意見
- D 素案や施策に対する要望・質問等であり、素案や施策の内容を説明・確認するもの
- E その他



## 5 主な御意見（要旨）と御意見に対する考え方

### （1）総則に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>国の法律改正やその時々の時勢に合わせて計画の修正は必要だと思います。</p> <p>しかし、実効性を伴わない計画は無意味だと思いますので、机上で計画だけを修正することなく、ぜひ計画を実効性のあるものとするために訓練や訓練の結果を検証していただき、今後も継続して計画の修正や見直しを行って、実効性の伴う市民を守るためのより良い計画としていていただきたいです。</p>	<p>本市では、地域防災計画を基本として、総合防災訓練や各区における防災訓練、その他様々な実働訓練や図上訓練などを実施し、日頃より災害に備えております。また、各訓練終了後には振り返りを実施し、計画の検証や課題の洗い出しを実施しています。</p> <p>今後につきましても計画の実効性を高めるための訓練等を行い、その検証結果を踏まえ、計画の見直しに努めていきます。</p>	B

### （2）予防計画に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
2	<p>熊本地震からまだ2年経過したばかりだが、備蓄などについて市民の防災意識が高まっていないように感じています。</p> <p>市も様々な市民への啓発を行っていると思うが、今後も市民の防災意識を高め、家庭内備蓄を備えるなど自助による取組を促す啓発活動を行ってほしいです。</p>	<p>本市の地域防災計画における市民の基本的な責務としまして「自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、家庭において3日分、推奨1週間分以上の飲料水・食料や非常用品等の備蓄を図るよう努めなければならない。また、市や地域が行う防災訓練に積極的に参加し、地震が発生した場合に、出火の防止や初期消火その他必要な応急措置をとれるよう備える必要がある」とし、これまで、市民の皆様に啓発を行ってきたところです。今年度については、新たにタブロイド版「号外！備える。かわさき」を発行して市内全戸へ配布し、取組の充実を図るなど行ってきたところです。今後につきましても引き続き、市民の皆様への啓発を実施していきます。</p>	B
3	<p>熊本地震や九州北部豪雨など大規模災害が多発することや、今後30年以内に首都直下型地震が発生する確率が高まると言われていることから自分たちで防災対策をする必要性は感じているが、日々の生活で忙しいので自分で災害に備えることがなかなか難しい。行政が今以上に防災対策を充実させ、安心・安全なまちづくりを進めてほしい。</p>	<p>大規模災害の被害の軽減を目指して、本市が目標意識を持って計画的に施策を推進していくためには、市民・事業者等の理解と協力が不可欠であり、また、市民・事業者等が自主的に行動することも、減災のためには重要な要素となっています。また、地域防災計画において市民の基本的な責務としまして自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であると定めています。</p> <p>本市としましても、国や他自治体との連携や施設整備など行政でなければできない取組を進めてまいりますが、市民の皆様も自分や家族の命や生活を守るための自助の取組や近隣の方との共助（互助）に取り組んでいただきたいと考えています。</p>	D
4	<p>地域防災計画を修正して防災対策を進めることは、よいと思うが、大地震が発生した場合に地域防災計画に書かれていることが、行政はしっかりできるのでしょうか。計画どおりに行政が対応できる</p>	<p>本市は、平素から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、地域防災計画などにに基づき訓練等を行っているところです。また、訓練等の実施を通じて、その結果を検証し、必要に応じて地</p>	B

	よう、日ごろから訓練によりに備えていただきたい。	域防災計画等の見直しを行っています。 今後につきましても計画の実効性を高めるため訓練等を行い、不断の見直しに努めていきます。	
5	<p>自社では、川崎市内約250基の地震計を設置していますので、市の計測震度計に合わせて活用していただくことで高密度に被害状況の推定ができるのではと考えています。</p> <p>そこで、「川崎市震度情報ネットワークシステム」に取り入れる「市計測震度計」の測定値とともに「民間計測震度計」の測定値を加えていただきたいと考えます。</p>	<p>「川崎市震度情報ネットワークシステム」は、市内10か所の計測震度計による震度情報をリアルタイムに収集し、神奈川県を通じ気象庁へ即時自動配信することにより、テレビ等のメディアにより広く市民の方々に震度に関する情報をお知らせしているものです。</p> <p>このため、情報は正確性・迅速性が担保される必要があり、気象庁の検定や川崎市の指定する仕様を満たすことが条件となりますので、これらを踏まえ今後の参考とさせていただきます。</p>	C
6	<p>事業者の基本的責務として従業員の帰宅抑制が求められているが、一方で事業者には終業後の従業員を拘束する法的根拠はなく、帰宅を希望する従業員に対して分かりやすい説得材料の提供が必要であり、交通・治安に関する詳細な情報の入手に苦慮している。臨海部向けの情報提供は帰宅抑制に有効であるので、臨海部事業所などへの専用情報の提供を検討してほしい。</p>	<p>災害初動期には混乱防止のため、企業等は従業員の職場待機を心がけ、帰宅抑制に努めていただくこととしており、従業員が職場に留まるためには現状や交通の情報が必要であると認識しています。</p> <p>現在、特定事業所については、県石油コンビナート防災相互無線が設置され、災害情報等の伝達を行うこととなっており、また、帰宅困難者一時滞在施設には簡易無線やMCA無線等を配備し、帰宅困難者収容時には各区役所から災害状況や交通情報を伝達する事としていますが、臨海部事業所における帰宅困難者対策として、国の帰宅困難者対策に係る検討状況等を踏まえながら、より効果的な災害情報の提供ができるよう検討していきます。</p>	C
7	<p>総合防災情報システムでは市民向けに提供される情報はメール配信や防災情報ポータルでの文字情報となっていますが、映像情報には分かりやすさと説得力があり、また事業所単独では入手できない情報です。大規模施設の防災管理者など帰宅抑制に協力する者への映像情報の提供を検討していただきたい。</p>	<p>映像情報は内容が明瞭ですが、ピンポイントでの情報収集には多くの設備投資が必要となるとともに情報量が膨大になり、広く一般に発信することは技術的に困難を伴いますことから、今後の技術発展の動向に注視していきます。</p>	D
8	<p>川崎臨海部広域防災訓練では、メーリングリストにより川崎臨海部防災協議会会員事業所との情報受伝達訓練を実施していますが、収集した情報の処理方法等が明確ではありません。臨海部の状況を正確に入手し、広く提供するため、臨海部事業所からの情報処理と表示・再配信する仕組みを検討していただきたい。</p>	<p>川崎臨海部防災協議会では、会員事業所への連絡手段として、2年前からメーリングリストの常設化を行うとともに、毎年3月に実施する臨海部広域防災訓練におきまして、メーリングリストを活用した情報受伝達訓練を行っています。</p> <p>訓練実施の際には、投稿ルールを定めて実施しておりますが、訓練の検証を行う中で参加事業所からの御意見も反映させながら、より効果的な情報処理ができるよう検討していきます。</p>	C

(3) 初動対策計画に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
9	「当面の間、表中の『東海地震に関連する調査情報（臨時）』は『南海トラフ地震に関連する情報（臨時）』に読み替えて運用するものとする。」とは、どのような意味ですか。	東海地震については、大規模地震対策特別措置法に基づき、注意情報、予知情報、警戒宣言などが発表される仕組みとなっていますが、平成29年11月1日より当面の間、これらの発表は実施されず、異常現象が検知された場合は気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する仕組みが運用開始されました。 東海地震に関する各種の情報等が発表された場合の配備体制及び基準は、本計画に定めを置いておりましたが、国による制度運用の変更は実施されたものの、法律は改正されていないため、当面の間、本市の対応として東海地震を南海トラフ地震と読み替えて運用する計画といたしました。	D
10	第2部予防計画第1章防災都市づくりの中に通信手段の確保対策を具体的に記載して欲しいです。国土強靱化計画にて、電線地中化は避難経路の安全確保や通信確保等のための推進事業となっており、臨海部との有線での通信確保は防災情報の利用前提となるため、計画の中で位置づけが明確になるように記載を検討して欲しいと思います。	川崎市国土強靱化地域計画において、幹線道路等の無電柱化について継続的に取組を進める必要があり、より一層円滑かつ効率的な無電柱化等の促進を図ると定めています。 現在、国土強靱化地域計画における推進方針に基づく取組の進捗管理については、市長を会長とする「川崎市国土強靱化地域計画推進会議」において毎年度把握し、各種取組の見直しや改善を促すこととしていることから、今後も無電柱化の取組を進めるよう努めていきます。	D
11	災害時の通信手段として衛星電話を導入している事業所がありますが、市や事業所間で衛星電話の電話番号を交換していないため非常時の通信手段に使用できない状況です。 衛星電話以外の通信が途絶した場合の市の窓口や臨海部事業所との通信網の整備を検討いただきたい。	川崎市の衛星通信設備は、自治体間通信用に整備されているため、一般には公開していません。 なお、臨海部で通信が途絶していても、相手方の地上回線は健在である場合もありますので、衛星経由で地上へ発信するなど、非常通信の迂回方法等もありますが、本市といたしましても引き続き御意見をいただきながら、災害時に適切な通信ができるようハード対策とソフト対策の適切な組み合わせにより取り組んでいきます。	D

(4) 応急対策計画に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
12	災害廃棄物については、素早く処理することかがたいへん重要であると思います。 今回の地域防災計画の修正素案では、災害廃棄物の推計発生量が大幅に増えることとなっており、災害廃棄物の早期の処理に向けて、日頃から応援体制を築いておくことが必要ではないでしょうか。	復旧や復興に向けては、災害廃棄物の早期の撤去・処理が望ましいことから、様々な関係者との応援体制の構築が重要と考えており、九都県市や21大都市等の自治体や神奈川県産業資源循環協会等の民間事業者団体と協定を締結し、発災時には、受援を受ける体制となっています。 また、広域処理の観点では、環境省が事務局となり発足した災害廃棄物処理支	B

		援ネットワークとの連携による受援体制が構築されておりますので、今後も、平常時から、これらの関係団体との具体的な連携について調整を進めていきます。	
13	<p>地震により、負傷した場合には安全な施設に搬送していただき治療を行ってほしい。そのことを確実にするため、市役所と病院で連携してほしいです。</p> <p>また、避難所にいる住民が体調を崩すこともあるので、地元の医師が薬局や市役所などと連携して対応できるようにしてほしいです。</p>	<p>熊本地震等での課題を踏まえ、今回の計画見直しでは、発災時、市災害対策本部内に「保健医療調整本部」を設置して、国の「広域災害救急医療情報システム」等を活用しながら被災地の医療機関等と連携して情報を集め、患者搬送や医療チーム派遣の調整を行うなど、市民の生命・健康を守るための体制を整備することとしています。</p> <p>また、保健医療調整本部では、避難所をはじめとする被災地の情報等を、川崎市医師会、川崎市薬剤師会、災害医療コーディネーター等と共有しながら、今後の対策について検討する「川崎市災害医療対策会議」を発災直後から設置することとしております。</p>	B
14	<p>自社では、震度5弱以上の地震が発生した場合、非常体制を構築します、有事の際には川崎市災害対策本部と連携し、ガス施設等の被害把握と早期復旧に努めます。</p>	<p>市域並びに市民の生命、身体及び財産を震災から安全を守るためには、防災関係機関等との連携のもとに防災活動を実施する必要があります。</p> <p>今後も引き続き、本市と連携していただき防災活動に御協力くださいますようよろしくお願いします。</p>	B

(5) その他

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
15	<p>地域防災計画震災対策編の修正について、法律改正や基本計画修正、熊本地震などを教訓としての修正を行うことは良いことだと思います。川崎市の地域防災計画は震災対策編のほかにも風水害対策編や都市災害対策編などがあるようですが、近年頻発するゲリラ豪雨による被害なども各地で発生していますし、川崎市は京浜工業地帯で石油コンビナート等もありますので、風水害対策編や都市災害対策編も今後見直しが必要だと思います。</p>	<p>本市地域防災計画は災害事象ごとに、震災対策編、風水害対策編、都市災害対策編の三編と資料編から構成されています。風水害対策編については、平成27年度に、都市災害編については、平成26年度にそれぞれ修正を実施していますが、いずれも修正してから年月も経過していることや、関係法令等の改正など行われていることもあり、見直しが必要であると考えています。</p> <p>また、各編に共通する事項の記載もありますことから、今後、風水害対策編、都市災害対策編についても、見直しを順次実施していきます。</p>	C
16	<p>大規模災害になると自衛隊は、住民の救命・救助や救援物資の搬送、炊き出し支援など様々な場面で活躍していますが、そのようなことを今回の計画でしっかり明記するべきではないでしょうか。</p>	<p>本市地域防災計画では、防災関係機関等と連携し、防災活動を実施することとしており、防災関係機関等の処理すべき業務を業務大綱としてそれぞれ明記しています。</p> <p>自衛隊からの応援は非常に重要であることから、今後も計画の見直しの際に自衛隊から御意見をいただくとともに、防災訓練などを通じて平時より協力体制を整え、災害時に円滑に連携できるように取り組んでいきます。</p>	D